

令和7年7月31日

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

整備マニュアル等の提供に係る実態調査（令和7年度困りごと調査）について
（協力依頼）

自動ブレーキ等の先進技術については、適切な点検整備を行うため、自動車製作者等が定める整備マニュアル、外部から電子制御の状態を読み取るためのスキャンツールが不可欠となっているところ、法令により、自動車製作者等が自動車特定整備事業者に対し、整備マニュアルや純正スキャンツール（※）といった型式に固有の技術情報を提供することを義務付けているところです。

一方、自動車特定整備事業者からは、整備マニュアルや純正スキャンツールが適切に提供されていないといった事案が報告されていたところ、令和7年6月の第30回自動車整備技術の高度化検討会において、令和7年度の取組として、整備マニュアル等の提供に係る詳細な実態調査（困りごと調査）を行うことを関係者で合意しました。

については、これを踏まえ、別紙のとおり調査を実施しますので、傘下会員に周知いただくとともに、調査にご協力いただくようお願い申し上げます。

※ 自動車メーカーが専業工場等に「純正スキャンツール」を提供する場合、リコール等の一部機能を制限する。これらの機能を制限されたスキャンツールを「専用スキャンツール」と称するが、本調査では特に区別しないこととする。

整備マニュアル等の提供に係る実態調査（令和7年度困りごと調査）

名 称：	「国産車の整備マニュアル等入手に関する情報提供フォーム」 「輸入車の整備マニュアル等入手に関する情報提供フォーム」
方 式：	Microsoft Forms を用いたアンケート形式
期 間：	令和7年7月31日～12月14日（約4か月間半）
対 象：	自動車特定整備事業者（※）
その他：	情報提供される方は、以下の注意事項を確認・同意の上、下欄の URL 又は二次元コードにアクセスして必要事項を入力してください。 ・ この情報提供フォームは、個別のトラブル処理・調査等の依頼を受け付けるものではありません。（国土交通省では、個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応しておりません。） ・ 提供された情報は、国土交通省が行う各種調査・施策の検討等に活用させていただきます。また、必要に応じて関係省庁へ共有させていただく場合があります。 ・ 提供いただいた各種書類は、原則として、返却しませんのでご了承ください。このため、情報提供の際は、原本ではなく写しを送付してください。 ・ 情報提供者のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。 ・ 提供いただいた情報に関する調査・検査・施策検討の実施の有無や経過・結果等についてのお問い合わせには、お答えしておりません。 ・ なお、昨年度と異なり国産車と輸入車の調査を分けて行います。両者を混同しないよう、注意して回答をお願いいたします。

○「国産車の整備マニュアル等入手に関する実態調査」（※フォーム背景が夜景）

URL：<https://forms.office.com/r/eg8eYmjuqJ>

二次元コード：



○「輸入車の整備マニュアル等入手に関する実態調査」（※フォーム背景が花畑）

URL：<https://forms.office.com/r/SXpZ1snsqF>

二次元コード：



※ 原則、自動車整備振興会もしくは自動車車体整備協同組合に加入している者とするが、それ以外の自動車特定整備事業者から求めがあった際は本調査内容（この別紙）及びリンク等について配布して差し支えない。